

災害時個別避難計画作成業務の手引き

令和3年12月

川崎市健康福祉局総務部・障害保健福祉部

目次

1	概要	- 2 -
2	事業の趣旨	- 2 -
3	避難行動要支援者名簿と各避難計画の関係	- 2 -
	(1) イメージ図	- 2 -
	(2) 避難行動要支援者名簿	- 3 -
	(3) 各避難計画	- 3 -
4	要支援者	- 3 -
	(1) 個別避難計画の作成対象者	- 3 -
	(2) 個別避難計画の作成対象外	- 4 -
5	個別避難計画情報の利用	- 4 -
	(1) 市町村内部における個別避難計画情報の利用	- 4 -
	(2) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供	- 4 -
6	事業所の役割	- 5 -
	(1) 個別避難計画の作成及び同意書の取得	- 5 -
	(2) 個別避難計画の作成時期	- 5 -
	(3) 要支援者の安否確認者の設定	- 5 -
	(4) 個別避難計画の保管	- 6 -
	(5) 個別避難計画の提出	- 6 -
	(6) 個別避難計画の情報更新	- 6 -
	(7) 作成費の請求方法	- 6 -
7	区役所の役割	- 6 -
	(1) 個別避難計画の保管	- 6 -
	(2) 個別避難計画の運用	- 6 -
	(3) 問合せ対応	- 7 -
8	健康福祉局の役割	- 7 -
	(1) 計画作成費の支払い	- 7 -
	(2) 研修内容	- 7 -
	(3) 問合せ対応	- 8 -
9	災害に関する基礎知識について	- 9 -
	(1) 災害情報とハザードマップ	- 9 -
	(2) ハザードマップでお住まいの地域の災害リスクを知ろう	- 10 -
	(3) 避難先を検討しよう	- 11 -
	(4) 避難先を検討しよう	- 12 -
	(5) 気象情報や避難に関する情報を知ろう	- 13 -
	(6) 気象情報や避難に関する情報を知ろう	- 14 -
10	マイタイムラインについて	- 15 -
	(1) マイタイムライン記入のヒント	- 15 -
	(2) 日頃の備えチェックリスト	- 16 -
11	災害時個別避難計画の記載方法について	- 19 -
	参考法令	- 24 -

1 概要

令和元年10月に発生した台風第19号により甚大な被害が発生したことを受け、国において同台風の被害の検証を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法（以下、「法」という。）が改正され、個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設されました。

こうした中、同台風により被災した本市においても、法第49条の14第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動に支援が必要な避難行動要支援者（以下「要支援者」）に対し、相談支援専門員や施設職員等が災害時の避難に関する災害時個別避難計画（以下「個別避難計画」）の作成支援を行うこととし、災害時における具体的な避難方法の検討や安否確認等の円滑化、避難先での配慮事項の把握に取り組んでまいります。

個別の対応が必要になることから、平時から生活面で関わりのある通所施設・相談支援事業所等の専門職が主な担い手となり、市が主催する研修を受講のうえ個別避難計画の作成・更新（年1回）を行います。

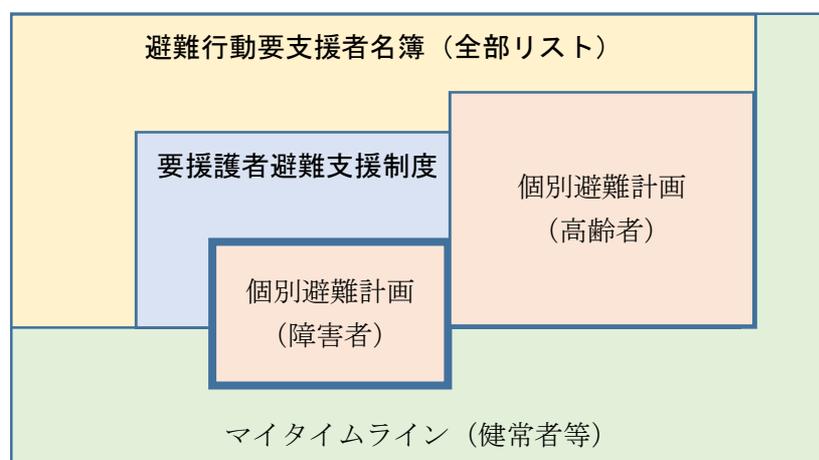
作成した個別避難計画は、要支援者、区役所（高齢・障害課、危機管理担当）、事業所の4者が保管し、必要に応じて関係部署や地域支援機関へも情報提供を行います。

2 事業の趣旨

この事業は障害者等の要支援者本人が、自らの避難方法や避難先を具体的に検討・把握することで、よりよい避難を実現しようという趣旨のものであり、個別避難計画作成の関係者等に対して、計画に基づく避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではありません。

3 避難行動要支援者名簿と各避難計画の関係

(1) イメージ図



(2) 避難行動要支援者名簿

本市においては現時点では全部リストが避難行動要支援者名簿に該当します。しかしながら、中には避難能力を備えている方についても、全部リストに記載されている可能性があるため、真に「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」を対象として、個別避難計画の作成を通して、避難行動要支援名簿を精査することも考えられます。

〔全部リスト対象者〕

対象範囲	区分・程度
要介護	3～5
身体障害	1級～4級
知的障害	最重度～中度
精神障害	1級～2級
要援護者避難支援制度	登録者

(3) 各避難計画

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、地域防災計画に定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施する計画をそれぞれ作成します。また、避難計画とは別に、必要な方については災害時要援護者避難支援制度の登録も行なっています。

〔各避難計画の対象〕

	各避難計画	対象者
①	障害者の個別避難計画	障害者のうち、避難行動要支援者に該当する者
②	高齢者の個別避難計画（個別避難計画作成モデル事業）	高齢者のうち、避難行動要支援者に該当する者
③	要援護者避難支援制度	要援護者として登録されている者
④	マイタイムライン	①・②を除く全部リスト対象者

4 要支援者

(1) 個別避難計画の作成対象者

要支援者については、

- ①計画や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- ②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ③避難行動を取る上で必要な身体能力

以上の避難能力の有無に着目した上で、市内在住の福祉サービスを利用している障害者（主に中・重度程度の障害者を想定）で、次の考慮すべきポイントから優先度を設定し、優先度が高い要支援者から順次、個別避難計画作成の対象者とします。令和3年度から概ね5年程度で優先度の高い方の計画作成を完了予定です。

[考慮すべきポイント]

- 居住地域におけるハザードの状況
- 障害支援区分4以上若しくは移動に支援を要する者（行動援護・同行援護・移動支援サービス利用者）
- 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

(2) 個別避難計画の作成対象外

- ① 医療的ケア児者（医療的ケア児・者等支援拠点による作成対象者）

医療対応による専門的な知識が必要なことや、一次避難所の想定が難しく、在宅にて非常用電源装置等を確保する必要があること、また、避難せざるを得ない状況となった場合は、医療的なケアを視野に入れた避難先であることなどから、個々の状態に応じて、本制度とは別に医療的ケア児・者等支援拠点において作成します。
- ② 居住系（施設入所、共同生活援助及び療養介護利用者）サービス利用者
上記の障害福祉サービス利用者については、施設毎に独自で避難計画が作成され、職員誘導のもとで適切な避難が可能と想定できるため対象としていません。

5 個別避難計画情報の利用

(1) 市町村内部における個別避難計画情報の利用

市長村長は法第49条の14第4項又は第5項の規定により、個別避難計画の作成に必要な限度で避難行動要支援者の個人情報をも市町村の内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等から情報提供を受けることが可能となっています。

また法第49条の15第1項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で市町村が個別避難計画情報を内部利用することができ、その場合においては本人又は避難支援等実施者の同意を得ることを要しないとされています。

この場合において具体的に想定される個別避難計画情報の利用用途としては、①個別避難計画情報の外部提供に関する本人又は避難支援等実施者の同意を得るための連絡、②防災訓練への参加呼びかけなど防災に関する情報提供、③災害時の情報伝達、避難支援、④災害時の安否確認・救助等が考えられます。

(2) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画情報の外部提供については、避難行動要支援者及び避難支援等実施者等（安否確認者や緊急連絡先を含む）の個人情報を第三者である避難支援等関係者に対して提供することとなるため、平時においては、①災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供されること、②ただし、提供について避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供されないこととされています。

一方で、災害時については、災害により避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危機が迫っている状況下では、個人情報等の利用による利益が当該情報の保護による利益に優越すると考えられるため、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点から、避難行動要支援者の同意を要しないこととされています。

なお、本市においては個別避難計画の作成に係る同意を得ようとするときに併せて、

外部提供について説明を行い、平時の外部提供についての同意の確認を行うこととして
ています。

6 事業所の役割

(1) 個別避難計画の作成及び同意書の取得

要支援者のサービス等利用計画の作成を担当している事業所が、サービス等利用計
画作成時に個別避難計画も併せて作成します。そのため、要支援者の要件に該当する
対象者の障害福祉サービスの更新時期が来た際には、チラシを渡ししながら、本人に災
害時個別避難計画の説明をしてください。

なお、個別避難計画の作成に着手する際には、個別避難計画の作成に係る同意と、
作成した個別避難計画の平時においての外部提供に関する同意の確認を行います。

[計画作成事業者と個別避難計画の作成時期]

計画作成事業者	個別避難計画の作成
地域相談支援センター	サービス等利用計画作成時、セルフプラン作成支 援時 継続的な相談支援を実施している利用者
指定特定相談支援事業所	サービス等利用計画作成時
障害福祉サービス事業所	サポートプラン作成時
地域活動支援センターA型	継続的な利用者

(2) 個別避難計画の作成時期

- ① サービスの新規利用時
- ② 誕生月の期間更新時
- ③ 本人の心身の状況や生活環境（住所、連絡先等）の変更時

[優先度による作成時期]

各年度	計画作成対象者（優先度）
令和3年度	障害支援区分4～6（6を最優先）
令和4年度	障害支援区分4～6（6を最優先）
令和5年度	障害支援区分4～6（5及び6を最優先）
令和6年度	障害支援区分4～6
令和7年度	障害支援区分4～6
令和8年度	障害支援区分4～6及び移動に支援を要する者

※ 障害福祉サービス利用者で、避難行動に関して支援が必要でない方に関し
ては、マイタイムラインの情報提供を行います。

(3) 要支援者の安否確認者の設定

障害者の安否確認は、原則、自助・互助（親族、友人、知人等）とします。

ただし、自助・互助による安否確認者の設定が困難な方で、かつ計画作成事業者
の対応が可能であれば、安否確認者欄に事業者名等を記入してください。

(4) 個別避難計画の保管

原則、個別避難計画は要支援者、事業所（データ管理）、区役所（高齢・障害課及び危機管理担当）の4者で保管します。

(5) 個別避難計画の提出

個別避難計画は、次のいずれかの手法でサービス等利用計画と併せて区役所高齢・障害課に提出します。

- ・事業所 → 区役所高齢・障害課
- ・要支援者 → 区役所高齢・障害課

(6) 個別避難計画の情報更新

作成した個別避難計画は、原則として、毎年障害福祉サービスの期間更新時期に併せて、確認を行なってください。また、期間更新時期以外でも、要支援者の状態変化や居所の変更等の際に必要な場合は、個別避難計画の変更を行なってください。

一方、作成費の支払いに関しては各年度1回（原則、要支援者の誕生日）限りとなります。したがって、要支援者の状態によっては複数回、個別避難計画の作成を行う場合もありますが、作成費の支払いは各年度1回限りとなります。

(7) 作成費の請求方法

作成事業所により請求方法が異なります。

計画作成事業者	請求方法
指定特定相談支援事業所	法人でとりまとめ、障害計画課へ上・下半期に請求
障害福祉サービス事業所	かながわ自立支援給付システムにて請求
地域活動支援センターA型	法人でとりまとめ、精神保健課へ上・下半期に請求

※本市より受託等により次の事業（基幹相談支援センター・地域相談支援センター・生活支援・地域交流事業）を実施している事業所は、個別避難計画の作成について委託内容に含むため、作成費は請求できません。

7 区役所の役割

(1) 個別避難計画の保管

① 高齢・障害課

要支援者若しくは作成事業所が、障害福祉サービスに関する申請と併せて個別避難計画を区役所高齢・障害課に提出するため、受理し保管します。

② 危機管理担当

高齢・障害課で整理された個別避難計画の情報を保管します。

(2) 個別避難計画の運用

① 高齢・障害課

■ 安否確認者が設定できない要支援者に関して、危機管理担当と情報共有を図ります。

■ 経過的セルフプラン対象者に対し、個別避難計画の作成を実施します。（会計年度任用職員）

- 個別避難計画の優先対象者の選定及びリスト化

- 計画に基づいた防災訓練の実施

〔会計年度任用職員の主な業務〕（令和4年度以降に区高齢・障害課に配置）

窓口・電話対応（個別避難計画に関する問い合わせ対応）
受付対応（相談支援専門員等から提出された個別避難計画の内容確認）
訪問調査の事前準備（対象者に制度趣旨説明、日程調整等）
訪問調査
事務処理（個別避難計画の作成、対象者へ作成後の個別避難計画の送付）
統計情報の入力
帳票整理
要援護者支援制度のデータ整理
事務調整（区危機管理担当）

② 危機管理担当

- 会計年度任用職員との連携
- 整理された要援護者避難制度の情報を自主防組織に提供する。
- 個別避難計画作成者と要援護者避難制度の登録者を確認し、両制度の実務的な調整を行う。
- 計画に基づいた防災訓練の実施

（3） 問合せ対応

制度に関する問合せについては、会計年度職員を中心に対応しますが、会計年度職員の不在時については、問合せを受けた所属において、対応をします。

8 健康福祉局の役割

（1） 計画作成費の支払い

災害時個別避難計画を作成した指定特定相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域活動支援センターA型に対し、1件あたり7,000円を支払います。

なお、支払方法に関しては、次のとおりとなります。

計画作成事業者	支払方法
地域相談支援センター	委託内容に計画作成も含んでいるため作成費は支払わない。
指定特定相談支援事業所	障害計画課が上・下半期に支払
障害福祉サービス事業所	障害福祉課が「かながわ自立支援給付システム」にて支払
地域活動支援センターA型	精神保健課が上・下半期に支払

（2） 研修内容

① 計画作成事業者

所要時間	内容	担当
20分	マイタイムライン関連	危機管理室

20分	災害情報・マップ関連	局危機管理
15分	個別避難計画（マニュアル説明）	障害計画課
10分	個別避難計画（計画作成）	障害福祉課
10分	個別避難計画（請求関係）	障害計画課 障害福祉課 精神保健課

② 会計年度任用職員（令和4年度～）

計画作成事業者の研修に加え、下記の研修を実施する。

所要時間	内容	担当
30分	全部リスト関連	局危機管理
30分	要援護者支援制度	局危機管理
30分	福祉避難所関連	局危機管理
30分	業務全般（計画作成以外）	障害計画課
30分	障害福祉サービス	障害福祉課
30分	アセスメント等	総合リハ
30分	障害特性について	総合リハ
30分	その他	局危機管理 障害計画課

(3) 問合せ対応

主に制度の内容や作成費の請求に関する事業者からの問合せについて、各担当部署において対応します。

9 災害に関する基礎知識について

(1) 災害情報とハザードマップ

健康福祉局危機管理担当

(協力：総務企画局危機管理室)

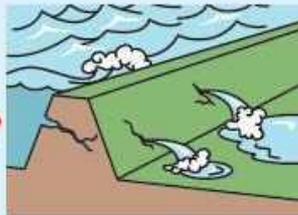
洪水

● 洪水発生メカニズム

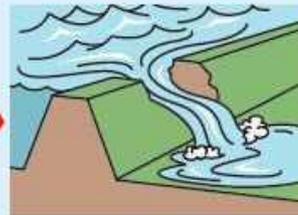
● 洪水は、大雨による河川の増水により、堤防が決壊するか、川の水が堤防を越えるなどして起こります。



大雨によって川の水が増え、水かさが増え始めます。



堤防いっぱいまで水が増えると、堤防に水の圧力がかかり始めます。



水が増え、水の流れが堤防を耐えられなくなり、堤防の一部が崩れ始めます。



崩れた場所は一気に氾濫し、勢いよく水が流れ出し、家などに襲いかかります。

● 川崎市を通る河川

大規模河川

多摩川、鶴見川

想定以上の雨が降り、河川敷だけでは受け止めきれなくなった時に水が溢れたり、堤防が決壊して広範囲に浸水被害をもたらす可能性がある

中小河川

市内に多数

局地的・短時間の豪雨であっても、川から水が溢れ、付近に浸水被害をもたらす可能性がある



● 都市型災害

● 大規模な洪水以外にも、都市は舗装された道路や宅地が多く、降った雨は地中に浸透しにくいので、川や水路、下水道に一気に集まります。そのため、次のような危険がありますので注意しましょう。

〈 低地の冠水 〉

・ 低地や道路のアンダーパス^{※1}では冠水が起こり、車が立ち往生し水没する危険があるため、通らないでください。

〈 地下への浸水 〉

・ 地下が浸水すると、
① 水圧でドアが開かない
② 一気に水が流れ込む
③ 外の様子が分からず逃げ遅れる
など、命に関わる危険があるため、早めの避難が必要です。



※1 立体交差で掘り下げ式になっている通路のこと

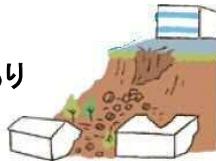
(2) ハザードマップでお住まいの地域の災害リスクを知ろう

●ハザードマップとは

被害が想定されるエリアや避難する場所などを表示した地図で、洪水、土砂災害など災害の種類ごとに被害が異なるため、それぞれのハザードマップを確認しましょう。

色が塗られているエリアは、浸水する可能性があります。深さは色の濃さごとに異なります。

 土砂災害警戒区域
がけ崩れの危険あり
(堅牢なマンションの上階の方は、自宅に留まることができます)



 家屋倒壊等氾濫
想定区域(河岸浸食)

 家屋倒壊等氾濫
想定区域(氾濫流)



河岸ごと家が流される危険あり。



一般的な木造の家が流されてしまう危険あり。

あてはまる方は、必ず避難をしましょう

○ハザードマップの主な配布配所

- ・各区役所危機管理担当窓口
- ・危機管理室窓口



○インターネットで確認したいとき

- ・市ホームページから「ハザードマップ」で検索
- ・ガイドマップかわさき



コラム：歴史や地形から災害リスクを知る

ハザードマップは、災害リスクを確認し、危機意識を高めるうえでとても役に立ちますが、例えば周囲より低くなっている土地であるなど、実際の周辺環境によっては、ハザードマップに想定がなくても、或いは想定を超えて災害が起こるリスクを持っている場合があります。

ハザードマップを確認したうえで、実際に自分の地域を歩いてみたり、長く地域で暮らしている方のお話を聞いたり、昔の地図で川の地形を確認してみることで、自分に最も身近なリスクを確認してみませんか。

◆参考

国土地理院のウェブサイト
(<https://www.gsi.go.jp/>) では
地図、年代別の空中写真、災害情報
な様々な地図を閲覧できます。



(3) 避難先を検討しよう

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

*ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

基本的にご自宅での避難が可能な区域です。周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、川崎市からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として、自宅の外に避難が必要です。

例外

- 洪水による浸水の危険があっても次の①②③全て該当する方は、自宅に留まり安全確保をすることが可能です。
 - ①浸水する深さより高いところにいる。
 - ②洪水による家屋の倒壊等が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）の外側である。
 - ③浸水しても水がひくまで我慢できる。（1週間分程度の水・食料等を備えましょう。）
- 土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上階層に住んでいる場合は、自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

詳しくはハザードマップの情報面・密着面をご覧ください。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう）

いいえ

警戒レベル3が出たら、**市が開設する避難所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう）

いいえ

警戒レベル4が出たら、**市が開設する避難所**に避難しましょう

出展：内閣府 防災情報のページより

(5) 気象情報や避難に関する情報を知ろう

●気象情報や避難情報の対応イメージ

災害発生まで⇒		2～3日前		数時間前		0時間	
警戒レベル		1	2	3	4	5	
川崎市からの お知らせ	避難情報			高齢者等 避難	避難指示	緊急安全 確保	
	必要な行動	・ハザードマップで自宅の危険を確認 ・避難を開始するまでに、事前の準備をしておこう		避難に時間がかかる方は 避難を開始！	まだ安全を確保できていない 対象地域の方は全員避難！	災害発生！ 命を守る行動を	
気象庁などから発表される 防災気象情報	大雨		大雨注意報	大雨警報（浸水害）		大雨特別警報 （浸水害）	
	暴風		強風注意報	暴風警報			
	高潮		高潮注意報		高潮警報 高潮特別警報		
	土砂災害			大雨警報（土砂災害）	土砂災害警戒情報	大雨特別警報 （土砂災害）	
	洪水		洪水注意報 氾濫注意情報	洪水警報 氾濫警戒情報	氾濫危険情報	氾濫発生情報	
	(河川水位)		氾濫注意水位到達	避難判断水位到達	氾濫危険水位到達	氾濫発生	

※危険情報や警報などの気象情報は、警戒レベル相当情報です

※気象情報のほか、地域の状況も踏まえ総合的に警戒レベル・避難情報を発令するため、必ずしも警戒レベルと警戒レベル相当情報がでるタイミングは一致しません。

●川崎市から発令される避難情報

警戒レベル	避難情報	住民が取るべき行動
5	緊急安全確保	○すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。命を守るための最善の行動をとってください。
4	避難指示	○対象の地域の方は 全員、危険な場所から避難 してください。
3	高齢者等避難	○お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間がかかる人は、危険な場所から避難してください。

※警戒レベル5は必ず発生される情報ではありません。

※原則、これらの情報を発令する段階では避難所を開設していますが、開設が間に合わない場合もあります。

避難のポイント

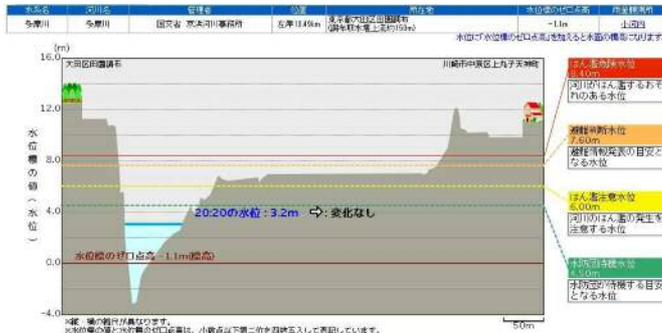
- ①災害の種類ごとに、危険を知らせる情報が発表されます
- ②避難とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。
- ③警戒レベル3、警戒レベル4で危険な場所にいる方は避難をしましょう。

(6) 気象情報や避難に関する情報を知ろう

●河川の水位を知る

洪水は、川の氾濫により大きな被害が生じるため、河川の水位情報を把握することも重要です。

◆リアルタイムの水位を確認する



出典：関東地方整備局HP (<https://www.ktr.mlit.go.jp/>)
水位観測所付近の川の断面図より抜粋

カメラ画像や水位・雨量等の情報を、国土交通省・神奈川県・川崎市のホームページをはじめ、Yahoo! 防災などの民間サイトでも確認できます。



◆多摩川、鶴見川では洪水予報も

◆指定河川洪水予報

あらかじめ指定された大規模な河川について、国土交通省・気象庁・都道府県が共同で発表します。洪水予報は、単純に一定の水位に到達したということだけでなく、予測が示されるため、避難について考えるうえで、有益な情報です

検索 気象庁 指定河川洪水予報



●その他の防災気象情報

種類	インターネットで検索	QR
気象情報	気象庁 気象警報・ 注意報	
台風	気象庁 台風情報	
土砂災害	気象庁 土砂災害警戒 情報	
	神奈川県土砂 災害情報 ポータル	

※市の情報発信ツールでは、避難情報や避難所開設状況など川崎市に関する情報を発信していますので、事前登録をお願いします。詳しくは、「備える。かわさき」をご覧ください。

●川崎市の情報発信ツール

●メールニュースかわさき

登録したメールアドレスに川崎市の防災、気象、災害などの情報を配信します。登録は、下記アドレスに空メールを送信。

●パソコン・スマートフォン

mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp

●携帯電話

mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp



●川崎市防災情報ポータルサイト

川崎市内の災害に関する緊急情報や被害情報、避難情報などを掲載。平常時にも役立つ情報が満載。

●パソコン・スマートフォン

<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/>

●携帯電話

<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/m/>



●かわさき防災アプリ

災害時の緊急情報や避難情報などをプッシュ通知で受けられます。



●川崎市危機管理室ツイッター

[@kawasaki_bousai](https://twitter.com/kawasaki_bousai)



10 マイタイムラインについて

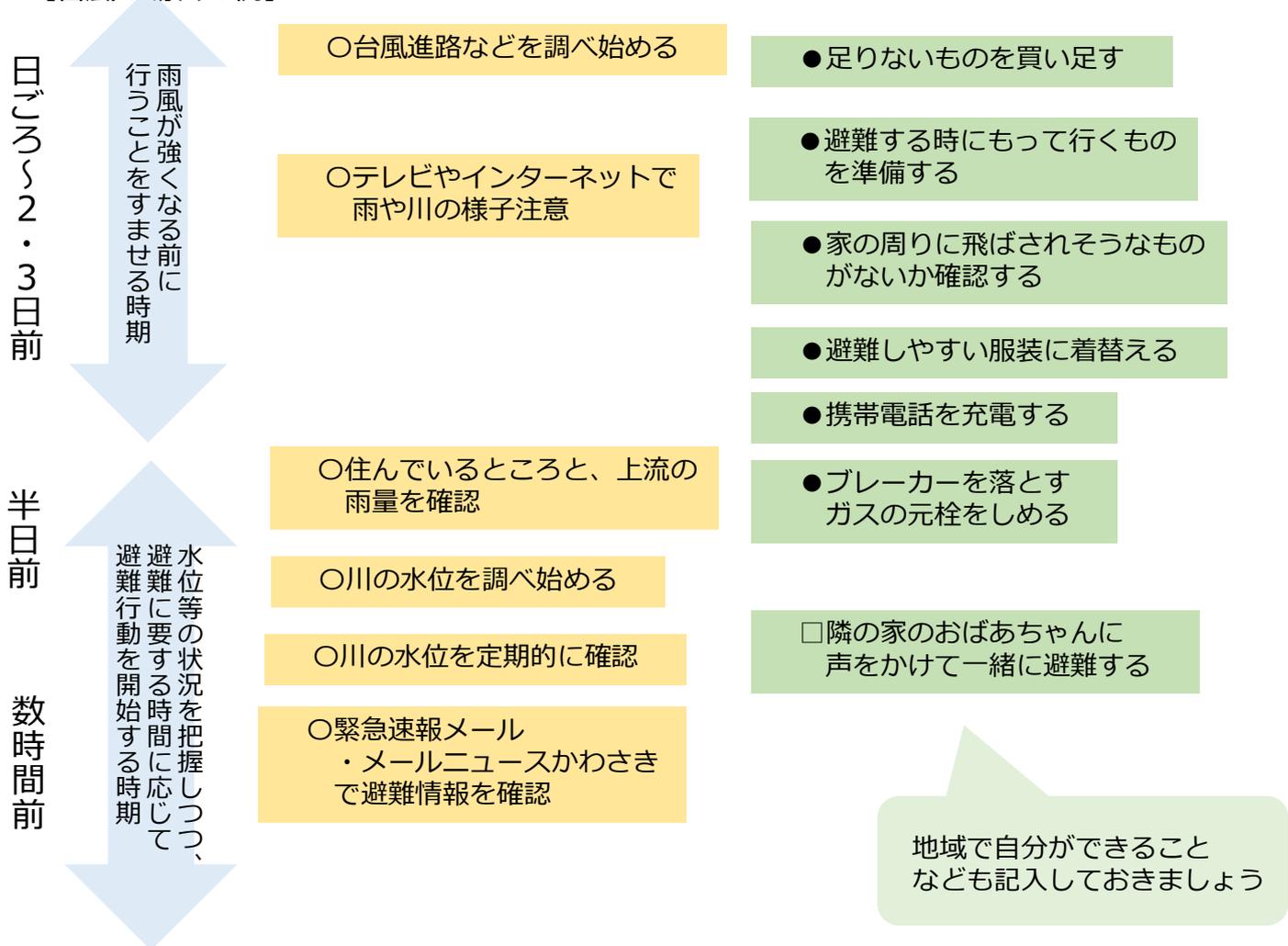
(1) マイタイムライン記入のヒント

1 P9～14を確認しながらチェックシートを記入しましょう

2 いつ、何をするのかを検討して、実際にマイタイムラインに記入しましょう

いきなりマイタイムラインを記入するのは難しいですね。このページで、いつ、どのような行動を取ったらよいか、行動例を掲載します。ただ、あくまで基本的な行動なので、実際にマイタイムラインに記入するときは、記入例もヒントにしなが、チェックシートの内容をもとに自分や家族の状況に合わせたタイムラインを記入しましょう。

【台風の場合の例】



どうして上流の水位が大事なの？

川の上流部にたくさんの雨が降り注ぐと、増水した水が数時間後に下流へと流れ、下流の水位をさらに上昇させ、はん濫の危険が高まるためです。

今いる場所の雨が止んでも、洪水や土砂災害の危険はすぐにはなくなるので、避難先から帰宅する際は避難情報や気象情報を確認しましょう。

避難するときの注意点

- 動きやすい服装を心がける
- ヒモで締められる運動靴を履くようにする
- 非常持出品は、リュックサックなどに入れ、両手が使えるようにする
- 夜間や停電など周囲が暗い場合に備え、懐中電灯を用意する
- 浸水している場所を移動する場合に備え、杖などを用意する



(2) 日頃の備えチェックリスト

※この例の他、家族の状況に合わせて必要なものを用意しましょう

●非常持出袋

風水害のときは、一晩台風が過ぎるまで凌ぐイメージで用意しましょう。

●家族ごとの備え

	備考
<input type="checkbox"/> 水（ペットボトルや水筒）	紙コップもあると便利
<input type="checkbox"/> 食料	おにぎりやサンドイッチなど食べやすいもの
<input type="checkbox"/> スリッパ	
<input type="checkbox"/> 常備薬	
<input type="checkbox"/> お薬手帳 保険証	コピー可
<input type="checkbox"/> 現金	
<input type="checkbox"/> ティッシュ ウェットティッシュ	
<input type="checkbox"/> モバイル バッテリー	
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	
<input type="checkbox"/> 電池	
<input type="checkbox"/> 着替え	
<input type="checkbox"/> タオル	
<input type="checkbox"/> レインコート	
<input type="checkbox"/> 毛布や ブランケット	体をあたためる
<input type="checkbox"/> レジャーシート	床に敷く
<input type="checkbox"/> ゴミ袋	
<input type="checkbox"/> 歯磨き用品	歯ブラシ・歯磨き粉 紙コップ など
<input type="checkbox"/> 携帯トイレ	

感染症対策	備考
<input type="checkbox"/> マスク	感染症対策として避難所では着用をお願いします
<input type="checkbox"/> 体温計	
<input type="checkbox"/> 手指を消毒するもの	アルコール消毒液や除菌シートなど

乳幼児	
<input type="checkbox"/> 粉ミルク 液体ミルク	液体ミルクは、お湯で溶かす必要がなく、開封後すぐ授乳できます
<input type="checkbox"/> 離乳食	
<input type="checkbox"/> お湯 (魔法瓶)	
<input type="checkbox"/> 哺乳瓶	
<input type="checkbox"/> 紙おむつ	
<input type="checkbox"/> おしりふき	

女性	
<input type="checkbox"/> 生理用品	
<input type="checkbox"/> おりものシート	
<input type="checkbox"/> サニタリー ショーツ	
<input type="checkbox"/> 不透明ゴミ袋	中身が見えないように
<input type="checkbox"/> 化粧品	簡単にできるもの

高齢者	
<input type="checkbox"/> 食べもの	柔らかい（咀嚼しやすい）物
<input type="checkbox"/> 大人用紙パンツ	

●在宅避難

	備考
<input type="checkbox"/> 水	1日3L×人数分 最低3日、できれば7日以上を備える
<input type="checkbox"/> 食料	栄養バランスを考えた備えを「備える。かわさき」で紹介しています。
<input type="checkbox"/> 携帯トイレ	
<input type="checkbox"/> カセットコンロ	
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	

ペットを飼育されている方へ

ペットと災害に備えるための情報や、風水害のときの同行避難の注意点をまとめました。マイタイムラインを作成される際の参考としてください。



日ごろの備えに関する情報は、「備える。かわさき」で詳しく掲載しています。

区危機管理担当窓口、危機管理室で配布しています。



A さんのマイ・タイムライン

年 月 日作成

基本情報

- 避難する理由：洪水からの避難 ・ 土砂災害からの避難
⇒洪水の場合： 浸水深： 3 m 浸水継続時間 24 時間
- 避難先：下平間小学校（指定緊急避難場所）
- 避難するタイミング：警戒レベル3で避難開始
- 避難する手段：歩き
- 避難するときに支援してくれる人、気にかけてくれる人：娘、友人のBさん
- 家族や親せき、支援者などの連絡先：娘（〇〇ーxxx）、B（〇〇ーxxx）

基本的な行動はチェックボックスを用意しています。
自分に関わるものはチェックをつけておきましょう。
その他に、自分だけの備えや避難行動を記入しておきましょう。

そのとき 起こりうる状況	A さんのマイタイムライン	支援者や 家族の動き
5～3日前		
 <p>台風発生！</p>	<p>V台風の進路や強さを調べる</p> <p>方法：Vテレビ Vインターネット <input type="checkbox"/>娘やBさんに聞く</p> <p>調べること： V台風の強さや進路 <input type="checkbox"/></p>	<p>■台風が近づいて いることをAさんや 娘さんに連絡</p>
 <p>気象庁が緊急会見</p>	<p>V台風が来る日前後の予定を 見直す ⇒定期通院している <input type="checkbox"/>×病院を早めに受診</p>	<p>■関係者と避難 先の調整</p> <p>■いつも服用して いる常備薬が足りて いるかや、持ち物 の準備ができている か電話確認連絡</p>
 <p>計画運休が発表</p>		

そのとき 起こりうる状況	気象情報等 (発表されない場合 もあります)	Aさんの マイタイムライン	支援者や 家族の動き
 <p>台風が近づいて、雨や風がだんだん強くなる</p>		<ul style="list-style-type: none"> ▽家のまわりの飛びそうなものをしまう ▽携帯電話を充電しておく ▽貴重品等をなるべく高いところにあげておく 	<ul style="list-style-type: none"> ■避難先の調整ができたら、早めに避難を促す

1・2日前～数時間前

 <p>台風へ備えて、臨時休業のスーパーも。空いているコンビニでは品薄に。</p>  <p>川の水位が少しずつ上がる ※上流の水位にも注意</p>	<h3>警戒レベル2</h3> <ul style="list-style-type: none"> ●大雨・洪水注意報 ●氾濫注意情報 	<ul style="list-style-type: none"> ■動きやすい服装に着替える ■戸締りをする 	<ul style="list-style-type: none"> ■河川水位の情報をこまめにチェックする
 <p>長く雨が降り続くと、土の中に雨がしみ込んで少しずつ崩れやすくなる</p>  <p>さらに雨風が強くなる</p>	<h3>警戒レベル3</h3> <h4>高齢者等避難</h4> <ul style="list-style-type: none"> ●大雨・洪水警報 ●氾濫警戒情報 	<ul style="list-style-type: none"> ■避難を開始する ■避難が完了したことを娘に電話連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ■メールニュースかわさきで警戒レベル3情報が出たら、Aさんに電話連絡で避難を促す
 <p>停電！</p>	<h3>警戒レベル4</h3> <h4>避難指示</h4> <ul style="list-style-type: none"> ●大雨・洪水警報 ●氾濫危険情報 ●土砂災害警戒情報 		
 <p>災害発生</p>	<h3>警戒レベル5</h3> <h4>緊急安全確保</h4>		

1.1 災害時個別避難計画の記載方法について

記載例		災害時個別避難計画(新規・更新・変更)													
フリガナ	カワサキ ジロウ			生年月日	昭和59年12月8日			性別	男			電話	044-712-0000		
氏名	川崎 次郎			年齢	38 歳							FAX	044-712-0000		
住所	多摩区栗谷3-31-●●						E-mail	0000@city.kawasakijp							
居住図面											居住建物	アパート			
											建物の階数	3階建て			
											居住階	2階			
生活形態	家族と同居														
同居者の名前	川崎 一郎		続柄	父		連絡先	090-0000-0000			緊急時の支援の有無	安否確認者				
同居者の名前			続柄			連絡先				緊急時の支援の有無					
緊急時の連絡者	氏名	原 中		続柄等	叔父		電話	090-0000-0000		FAX	044-200-0000				
	住所	川崎市宮本町一丁目					緊急時の支援の有無	安否確認者							
自宅のハザードマップの状況	土砂災害地域		ハザードマップの内容		土砂災害警戒区域			要援護者避難支援制度の登録		登録済					
風水害	避難場所	一次避難所 生田小学校			ペット		有		種類	哺乳類		避難先	親類宅		
	避難先の住所	多摩区生田7-22-●●		避難先の連絡先	044-911-0000										
	避難方法 避難経路	<p>台風直撃の予報に伴い、大雨(洪水)注意報が発令したら、避難支援者である高津幸と連絡をとりあい、一時避難所である生田小学校へ行きます。</p> <p>平日の9:00~15:00の場合は、職場にいるのため、職場に待機します。また、安否確認者である原中と安否の連絡をします。</p>													
地震	避難場所	一次避難所 生田小学校			共通事項(備考欄)		・平日の9:00~15:00については、〇〇会社(中原区下小田中)に勤務しているため、発災した場合は、会社に留まります。								
	避難先の住所	多摩区生田7-22-●●		避難先の連絡先	044-911-0000										
	避難方法 避難経路	<p>地震発災に伴い、避難支援者である高津幸と連絡をとりあい、一時避難所である生田小学校へ行きます。</p> <p>平日の9:00~15:00の場合は、職場にいるのため、職場に待機します。また、安否確認者である原中と安否の連絡をします。</p>													
安否確認者	氏名	原 中		続柄等	住所		川崎市宮本町一丁目			電話	090-0000-0000		FAX	044-200-0000	
避難支援者	氏名	高津 幸		続柄等	住所		多摩区登戸1775-●●			電話	090-△△△△-0000		FAX		
災害時個別避難計画作成事業者						宮前生活介護			電話	044-877-0000		FAX	044-877-0000		

記載例

災害時個別避難計画(新規・更新・変更)(案)

<p>てんじょう じょうほう とう 手帳情報等 しゅべつ とうきゆう 種別・等級 しょうがい びょうめい 障害・病名</p>	<p>身体</p>	<p>1 級</p>	<p>ちよくちようきのう しょうがい 直腸機能障害 りょうかし たいかん きのう しょうがい 両下肢・体幹機能障害</p>	<p>精神</p>	<p>3 級</p>	<p>とうごうしちやうしやう 統合失調症</p>	<p>してい 指定 なんびやう 難病</p>			
<p>しょうがい ふくし 障害福祉サービス しゆるい の種類</p>	<p>きょたく かいご 居宅介護</p>			<p>りやう 利用の じぎやうしよ めい 事業所名</p>	<p>たいし ほうもん 大師訪問サービス</p>	<p>じぎやうしよ 事業所の れんらくさき 連絡先</p>	<p>044-271-0000</p>			
<p>かかりつけの医療機 かん しゃい 関・主治医</p>	<p>びょういん いくた たろう 〇〇〇病院・生田 太郎</p>					<p>いりやう しかん 医療機関の れんらくさき 連絡先</p>	<p>044-272-0000</p>			
<p>にちじよう せいかつ めん 日常生活面 の配慮事項</p>	<p><input type="checkbox"/> 食事</p>	<p>自立</p>	<p><input type="checkbox"/> トイレ</p>	<p>一部介助</p>	<p><input type="checkbox"/> 着脱</p>	<p>一部介助</p>	<p><input type="checkbox"/> 入浴</p>	<p>一部介助</p>	<p>いりやうひん 医療品 いりやう きき 医療機器 しよほう 処方している薬 と 等</p>	<p>・フェニトイン (抗てんかん薬) 30日分所持 ・座位保持装置 ・ストマ</p>
<p>その他 必要事項</p>	<p><input type="checkbox"/> その他 ・両下肢及び体幹に麻痺があり、外出時は車いすを利用。 ・トイレへの移乗や衣類の着脱、入浴には一部介助が必要。 ・意思の疎通はできるが、日々の日課が変化した場合に精神的に不安定になることあり。</p> <p>オストメイト対応のトイレが必要</p>									

記載例

同意書

災害時個別避難計画は、障害者等の要支援者本人が、避難方法や避難先を具体的に検討・把握することで、よりよい避難を実現しようという趣旨のものであり、個別避難計画作成の関係者等に対して、計画に基づく避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではありません。

令和 3年 12月 15日

■ 上記内容をふまえ、災害時個別避難計画を作成することに同意します。

■ 内容に誤り等がないことを確認するとともに、災害時個別避難計画を川崎市の関係部署、障害福祉サービス事業者等に提供することに同意します。

□ また、必要に応じて、災害時個別避難計画を町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員に情報提供することも同意します。

(署名) 氏名 川崎 次郎

代理人 (避難者との関係:)

1 災害個別避難計画の第一面について

対象者（避難行動要支援者）の居住実態、災害時に対象者を支援してくれる人の情報、災害発生時の避難方法について把握することにより、対象者が災害発生時に具体的な避難方法の検討や安否確認等を円滑化に行うための項目になります。

（１）対象者の基本情報について

- ・本人の基本情報を記載してください。

（２）対象者の生活実態の把握について

- ・対象者の生活実態を把握するため、どのような家で、誰と暮らしているかを記載してください。
- ・また、緊急時に連絡がとれる人の情報を記載してください。
- ・自宅の場所が震災時にどういった場所に指定されているか、ハザードマップを基に記載してください。

（３）災害時の避難方法等について

ア 風水害について

台風の直撃等が予想される際や、これにより浸水等の被害が発生した際、対象者が避難時に誰の支援を受けることができ、どこを避難先として、どのように避難するか等、円滑に避難を行なうため、次の項目に考慮し記載してください。

- ・避難を予定している場所の情報を記載してください。
- ・避難経路・避難情報は、下記の情報を考慮し記載してください。
- ・発災の状況について教えてくれる人の有無
- ・単身での避難先まで避難は可能か、また、避難を支援してくれる人の有無。
- ・避難先までは、どのような経路でどのように移動するか。

イ 地震について

震度6弱以上の地震が発生した際、地震により大規模な被害が発生した際、対象者が避難時に誰の支援を受けることができ、どこを避難先として、どのように避難するか等、円滑に避難を行うため、下記の項目に考慮し記載してください。

- ・避難を予定している場所の情報を記載してください。
- ・避難経路・避難情報は、下記の情報を考慮し記載してください。
- ・発災の状況について教えてくれる人の有無
- ・単身での避難先まで避難は可能か、また、避難を支援してくれる人の有無。
- ・避難先までは、どのような経路でどのように移動するか。

（４）共通事項

- ・ペットを災害発生時にどのようにするかを記載してください。
- ・備考欄には、上記で記載できなかった必要な情報がある場合に記載してください。

（５）災害発生時の支援者等について

- ・災害が発生した際に対象者に対して、安否を確認してくれる人の情報を記載してください。

- ・災害が発生した際に対象者の避難を支援してくれる人の情報を記載してください。
- ・災害個別避難計画作成の支援事業者の情報を記載してください。

2 災害時個別避難計画の第二面について

対象者の障害の状況を日常生活面での配慮事項、疾患に伴う状況の情報について、対象者が避難時又は避難先での配慮事項を把握するための項目になります。

(1) 障害の状況等について

- ・対象者の手帳情報、疾病、利用している障害福祉サービスの情報を記載してください。

(2) 疾病に伴う医療機関等の状況について

- ・疾病に伴い、かかりつけの医療機関の情報、処方されている薬、利用している医療機器の情報を記載してください。

(3) 日常生活面の配慮事項について

- ・日常生活面の配慮事項について記載してください。

(4) その他の必要事項について

- ・上記内容について、項目で記載した以外に必要な事項を記載してください。

3 同意書について

災害時個別避難計画を作成することに対して同意が必要になります。また、災害時に対象者に適切な避難支援等を受ける可能性が高まるよう、作成された災害個別避難計画を避難支援等関係者（障害福祉サービス事業所、消防、警察、民生委員、自主防災組織等）などに提供することが想定されます。

上記、避難支援者に提供することに対しての同意書になります。

参考法令

災害対策基本法(抜粋)

(昭和36年11月15日法律第223号)

最終改正:令和3年5月19日

第三節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、**前条第二項**又は**第三項**の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 **第四十九条の十一第二項**若しくは**第三項**の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、**前項ただし書**に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し**次条第二項**又は**第三項**の規定による**同条第一項**に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。
- 3 個別避難計画には、**第四十九条の十第二項第一号から第六号まで**に掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者という。**次条第二項**において同じ。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 4 市町村長は、**第一項**の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 市町村長は、**第一項**の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、**前条第一項**の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報(以下「個別避難計画情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者(**次項**、**次条**及び**第四十九条の十七**において「避難行動要支援者等」という。)の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
- 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十六 市町村長は、[前条第二項](#)又は[第三項](#)の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十七 [第四十九条の十五第二項](#)若しくは[第三項](#)の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

災害時個別避難計画作成業務の手引き

(Ver. 1)

発行 令和3年12月
編集 川崎市障害保健福祉部
問合せ先 川崎市健康福祉局危機管理担当
電話 044-200-0784
Fax 044-200-3925
E-mail 40syomu@city.kawasaki.jp
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
電話 044-200-0871
Fax 044-200-3932
E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp